凡例
- 時 日時
- 場 場所
- 集 集合
- 人 対象・定員
- 費 費用
- 内 内容
- 師 講師
- 保 一時保育
- 締 締切日
- 申 申込
- 問 問合先
- HP ホームページ
- e Eメール

税の申告はお早めに 2/17(月)～3/16(月)

所得税確定申告書作成会場は東京国税局(築地)

住　民　税

区から住民税の申告書を2/13(木)に発送します(受付は2/17(月)～)。

下表の特別区民税・都民税申告受付場所で申告してください。

特別区民税・都民税の申告受付場所

受付場所	受付期間
江東区文化センター2階臨時窓口(東陽4-11-3)	2/17(月)～3/16(月) 9:00～16:30 土・日曜・祝日を除く
江東区総合区民センター6階サブ・レクホール(大島4-5-1)	3/2(月)～6(金) 9:00～16:30

[申告の必要な方](別表1)

令和2年1/1現在、区内在住で、前年中(平成31年1月～令和元年12月)に収入のあった方のうち申告不要とされていない方

[申告に必要なもの]

①個人番号と身元が確認できる書類(別表2)②収入・所得を確認できるもの(給与や年金の源泉徴収票、給与明細書など)③社会保険料(健康保険や国民年金)の領収書など④生命保険料・地震保険料などの控除証明書⑤障害者控除に係る証明書(各種手帳など)⑥医療費の明細書など⑦印鑑

[申告の必要のない方](別表1)

○所得税の確定申告をする方○勤務先から給与支払報告書が提出されている方○公的年金収入のみで医療費等の控除の追加のない方など

※申告の必要のない方でも、非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険等の基礎資料となるため申告が必要な場合があります。

[申告に関する注意点]

以下の所得等は、住民税の納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合、その内容を住民税の計算に算入することができませんのでご注意ください。

- ○上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等
- ○上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除
- ○先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
- ○特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除
- ○居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例　など

また、上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合、住民税の納税通知書送達前に課税方式を選択する住民税申告をする必要があります。

令和2年度住民税の主な改正点

[ふるさと納税制度の見直し]

総務大臣が一定の基準に基づきふるさと納税の対象となる地方団体を指定する「ふるさと納税に係る指定制度」が創設されました。指定対象外の団体に令和元年6/1以後に支出された寄附金は、ふるさと納税の対象外となります。対象となる地方団体は、総務省ふるさと納税ポータルサイト(HP https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)をご覧ください。

[住宅借入金等特別税額控除の拡充]

消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10/1から令和2年12/31までに居住の用に供した場合、住宅借入金等特別税額控除の控除期間が現行の10年間から13年間へ3年間延長されます。延長された期間(11年目から13年目まで)に、所得税から控除しきれない額は、改正前の制度と同じ控除限度額の範囲で、住民税から控除されます。

所　得　税

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告書作成会場を下表のとおり東京国税局に開設します。

江東西・江東東税務署内に申告書作成会場はありません。

東京国税局案内図

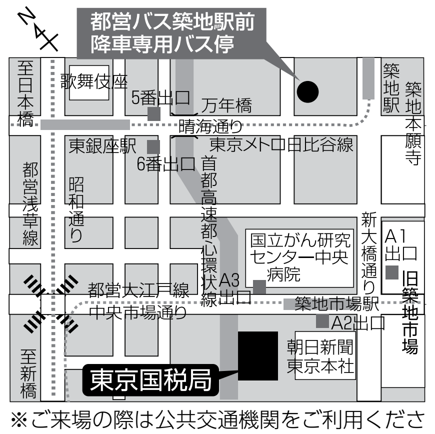

※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書作成会場

申告書作成会場	開設期間
東京国税局1階(中央区築地5-3-1) **[交通案内]**都営大江戸線「築地市場駅」徒歩1分、東京メトロ日比谷線「東銀座駅」徒歩7分・「築地駅」徒歩8分、都営バス錦11系統「築地駅前降車専用バス停」徒歩10分	2/17(月)～3/16(月)(土・日曜、祝日を除く。ただし、2/24(月・休)・3/1(日)は開場) **[受付時間]**8:30～16:00 **[相談時間]**9:15～ ※相談内容が複雑な場合は、15:00までにお越しください。

※期限間近になると、申告書作成会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めにご提出ください。

所得税および復興特別所得税の確定申告とは

毎年1/1～12/31の1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

医療費控除を受けられる方へ

医療費控除の適用を受けようとする場合には、医療費控除の明細書の添付が必要です。

申告書にはマイナンバーを記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。税務署では本人確認(番号確認および身元確認)を行いますので、個人番号と本人であることを確認できる書類の提示または写しの添付が必要です。

※郵送で申告書を提出する場合は、マイナンバーカードの表面および裏面の写しまたは番号確認書類および身元確認書類の写しを添付してください。

※ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。詳しくはホームページ(HP https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/)をご覧ください。

パソコンやスマートフォンからのe-Taxが便利

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方や、税務署で発行されたIDとパスワードをお持ちの方は、スマートフォンやタブレットからe-Taxで申告ができます。ID・パスワードの発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署にお越しください。

[「e-Tax・作成コーナー」ヘルプデスク(確定申告期)]☎0570-01-5901

[受付時間]3/16(月)まで(平日および2/24、3/1・8・15、9:00～20:00)

申告書等の提出方法と申告期限・納期限

江東西・江東東税務署あて第一種郵便物または信書便物にて郵送するか、管轄する税務署の窓口(平日8:30～17:00)にご提出ください。

[江東東税務署管内を除く江東区にお住まいの方の提出先]

江東西税務署(〒135-8311猿江2-16-12)

別表1　あなたの申告は？

○ここでは、主な例を挙げましたが、これらに該当しない場合もあります。
詳細は、税務署または区役所課税課にお問い合わせください。

	あなたの場合	区役所に申告(住民税)	税務署に確定申告(所得税)
①	収入は給与所得のみで年末調整をしている。所得税・住民税は給与から差し引かれている	**不要です** ※1 ※2	**不要です**(医療費等の控除の追加をすると税金が還付される場合があります)
②	給与収入が2,000万円を超えている	**必要です**(所得税で確定申告された方は不要です)	**必要です**
③	給与以外の所得が20万円を超えている		
④	給与を2か所以上から受けている		
⑤	昨年途中で退職し、年末調整されていない		
⑥	アルバイト・パート収入が103万円を超える(年末調整されておらず、基礎控除以外の控除はない)		
⑦	アルバイト・パート収入が103万円以下(年末調整されておらず、基礎控除以外の控除はない)		**不要です**(所得税が源泉徴収されている方は、申告すると税金が還付されます)
⑧	公的年金収入のみで年金収入が400万円以下(2か所以上のところから支給されている場合はその合計)	**不要です** ※3(医療費等の控除の追加をする場合は申告することができます)	**不要です**(還付を受ける場合は申告することができます)
⑨	上記⑧の方のうち、65歳以上で年金収入が155万円以下または65歳未満で年金収入が105万円以下の方	**不要です** ※3(非課税となるため、控除の追加をする申告も必要ありません)	
⑩	障害年金・遺族年金を受けていて、他に所得なし	**不要です** ※4(申告が必要な場合があります)	**不要です**
⑪	昨年の収入なし		

※1　勤務先からの報告がありますので、申告は不要です。

※2　納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除を適用できなくなります。その場合、納税義務者による同一生計配偶者の申告、または、納税義務者と生計を一にする配偶者の方によるご自身の申告が必要となる場合があります(※4参照)。

※3　公的年金の支払先からの報告がありますので、申告は不要です。

※4　非課税証明書の発行や国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、介護保険などにおける保険料算定等の基礎資料となりますので、収入の有無にかかわらず、申告が必要な場合があります。

別表2　本人確認の方法および身元確認書類

本人確認の方法	個人番号の確認	身元の確認
個人番号カードをお持ちの場合	個人番号カード	
個人番号カードをお持ちでない場合	通知カード または 住民票(番号付き)など	＋ 身元確認書類(※1)

※1　身元確認書類の例(以下の書類をお持ちでない場合は、課税課までお問い合わせください)

A　個人識別事項が記載され、かつ写真の表示等により個人番号提供者が確認できる書類
・運転免許証　・運転経歴証明書(交付年月日平成24年1/1以降に限る)
・パスポート　・身体障害者手帳　・精神障害者保健福祉手帳　・療育手帳(愛の手帳)
・在留カード　・特別永住者証明　・写真付身分証明書(学生証、資格証明書等)
の中から1点

B　Aの書類をお持ちでない場合に個人番号提供者が確認できる書類
・国民健康保険等の被保険者証　・健康保険日雇特例被保険者手帳　・共済組合員証
・国民年金手帳　・(特別)児童扶養手当証書
の中から1点(課税課以外の手続きでは2点必要です)

C　AおよびBの書類をお持ちでない場合に個人番号提供者が確認できる書類
・写真なし身分証明書(学生証、資格証明書等)　・公共料金の領収書　・納税証明書
・印鑑登録証明書　・戸籍の附票の写し(謄本もしくは抄本も可)　・住民票の写し
・住民票記載事項証明書　・母子健康手帳　・住民税納税通知書
の中から2点

[亀戸・大島・北砂・東砂・南砂・新砂にお住まいの方の提出先]

江東東税務署(〒136-8505亀戸2-17-8)

[申告期限と納期限]

所得税および復興特別所得税・贈与税:3/16(月)まで。個人事業者の消費税および地方消費税:3/31(火)まで。

※申告書の提出後に納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。期限内申告に係る所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が大変便利ですので、ぜひご利用ください。

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額(複数から受給されている場合、その合計額)が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

※この場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

税理士による無料申告相談

右表のとおり税理士による無料申告相談を実施しますのでご利用ください。(会場が混雑している場合は、受付を午前中に締め切る場合があります)。

※小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人事業者の消費税および地方消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書を作成できます(土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合や住宅借入金等特別控除を受ける場合を除く)。

※確定申告に必要な書類、前年の申告書控え、計算器具、筆記具、印鑑、申告する方の金融機関・口座番号がわかるもの等をご持参ください。なお、事業所得・不動産所得の収入・仕入・経費の金額は、あらかじめ集計し、医療費控除を受けられる方は、医療費控除の明細書を作成し、ご来場ください。

開催日程

開催日・開催会場(江東西税務署管内)		時間
2/4(火)～7(金)	江東区文化センター展示室(東陽4-11-3)	[受付]9:30～15:00 [相談]9:30～12:00 13:00～16:00
2/12(水)～14(金)		
開催日・開催会場(江東東税務署管内)		**時間**
2/5(水)～7(金)	総合区民センター2階レクホール(大島4-5-1)	[受付]9:30～15:00 [相談]9:30～16:00

※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

※申告書等の提出のみの方は、税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

[住民税の問合先]

区課税課☎3647-8001・8002・8004、FAX3647-4822

[所得税および復興特別所得税・個人事業者の消費税および地方消費税・贈与税の問合先]

江東西税務署☎3633-6211(代)
江東東税務署☎3685-6311(代)

[個人事業税の問合先]

中央都税事務所☎3553-2157

確定申告等の障害者控除認定書

～要介護1以上で条件に該当する65歳以上の方に発行～

令和元年12/31(基準日)において、次の条件にすべて該当する方を対象に、確定申告および住民税申告で障害者控除の適用を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。なお、基準日において要介護4・5の方は、区の住民税申告時に限り、認定書のかわりに介護保険被保険者証を窓口に提示または写しを添付することで障害者控除を受けることができます。詳細は区ホームページをご覧ください。

人 次の条件にすべて該当する方○区内在住で65歳以上○介護認定が要介護1～5※要支援1・2の方は該当しません○区で定めた身体等の条件に該当する※介護認定を受けていなくても常に寝たきりで排せつ等の日常生活に支障のある場合には該当します。

申 申請書(区ホームページから入手可)、申請者の身分証明書の写し、対象者の介護保険証の写し、84円分の切手を貼った封筒に郵送先を記入したものを〒135-8383区役所介護保険課在宅支援係へ郵送、または申請者の身分証明書および対象者の介護保険被保険者証を持参し、窓口(3階4番)へ☎3647-4319、FAX3647-9466

「にせ税理士」「にせ税理士法人」にご注意を !!

税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。専門的知識が欠けていること等により、依頼者が不測の損害を被るおそれもあります。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。詳細は、東京税理士会のホームページ(HP http://www.tokyozeirishikai.or.jp)をご覧ください。

介護費用の一部は所得控除の対象

保険料・サービス利用料・おむつ代

お支払いいただいた介護保険料・介護サービス利用料の一部およびおむつ代は税の申告の際に所得控除の対象となります。

介護保険料

社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除額を記入する際、下表の書類で納付金額をご確認ください(領収書の添付は不要)。納付額が不明な場合は、介護保険課で1年間の納付額の確認書を発行します。

納付方法	申告書を記入する際に金額を確認する書類
年金から差し引き	平成31年(令和元年)分公的年金等の源泉徴収票(日本年金機構から1月に送付済み)
納付書で支払い	平成31年(令和元年)中の領収印のある介護保険料の領収書
口座振替	口座振替済のお知らせ(区介護保険課から12月下旬に送付済み)

平成31年(令和元年)中に納付方法が切り替わった方は、該当する確認書類の金額を合計していただく必要がありますので、ご注意ください。

問 介護保険課資格保険料係☎3647-9493、FAX3647-9466

介護(介護予防)サービス利用料

在宅・施設サービス利用料は、医療費控除の対象となる場合があります。確定申告の際、医療費控除対象額が記載された領収書等を添付してください。

[在宅サービス]

医療に係る次のサービス(介護予防サービスも含む)は、ケアプランに基づいて利用している場合、自己負担額全額が控除の対象となります。

○訪問看護○訪問リハビリテーション○居宅療養管理指導○通所リハビリテーション○短期入所療養介護(ショートステイ)○定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用した場合)○看護小規模多機能型居宅介護(医療系のサービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る)

また、前記のいずれかのサービスと併せて利用したときは、次のサービスも医療費控除の対象となります(介護保険の支給限度額内の利用に限る)。

○訪問介護(ホームヘルプ:ただし、生活援助中心型を除く)○訪問入浴介護○通所介護(デイサービス)○短期入所生活介護(ショートステイ)○認知症対応型通所介護○夜間対応型訪問介護○地域密着型通所介護○小規模多機能型居宅介護○定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る)○訪問型サービス(現行相当サービスに限る)○通所型サービス(現行相当サービスに限る)○看護小規模多機能型居宅介護(医療系のサービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る)※「高額介護サービス費」により支給された金額は医療費控除から除かれます。

施設の種類	控除対象となる費用
特別養護老人ホーム	支払った施設サービス費(介護費、食費、居住費)の2分の1
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院	支払った施設サービス費(介護費、食費、居住費)の全額

問 介護保険課給付係☎3647-9498、FAX3647-9466

おむつ代

寝たきり(おおむね6か月以上)の方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。

申告には、領収書と主治医が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降は、要介護認定を受けている方で一定の条件に合う場合、証明書を介護保険課で発行する「おむつ使用の確認書」に代えることができます。

問 介護保険課庶務係☎3647-9481、FAX3647-9466

2月の放送予定　区の情報番組　江東ワイドスクエア　ケーブルテレビ 11ch

9:00、12:00、15:00、19:00～放送

毎週、以下の特集コーナーとともに、区内で行われたイベントや出来事を「今週の話題(ニュース)」としてお伝えします。

★区政最前線～区長記者会見～

山﨑孝明江東区長による、令和2年度予算案プレス発表の模様をお届けします

2/9～15放送

すでに放送した分は、区ホームページ「江東ワイドスクエア」からご覧いただけます

都合により、内容が変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
番組に対するお問い合わせ、放送終了後番組のDVD貸出は広報広聴課報道係へ☎3647-8589、FAX5634-7538

2/2(日)～8(土)
- ●**シリーズ　匠の手仕事**　江東区無形文化財保持者の匠の技・工程をご紹介しながら、職人さんの人柄や伝統技術への思いに迫ります
- ●**アンコール放送　オジさんぽ**　ひょうきんで愉快なオジさん、ワンダラーズ土井よしおが区内を散策！表通りから裏路地まで寄り道だらけの20分♪

2/9(日)～15(土)
- ●**区政最前線～区長記者会見～**　★
- ●**元気アップトレーニング**　要支援・要介護にならないための予防や改善を目的とした短期集中トレーニング「元気アップトレーニング」についてご紹介します

2/16(日)～22(土)
- ●**江東かわら版　江東区食べ切り協力店**　食品ロス削減に向けて、小盛りメニューの導入などの取り組みを行う「江東区食べ切り協力店」について、手話付きでご紹介します
- ●**豊洲市場～豊かに くら洲～**　一昨年10月に開場した豊洲市場。市場の魅力を堪能できるイベントや区内にできた日本の台所をシリーズでご紹介します
- ●**区長と話そう！こうと～く**　区内で活躍する皆さんと山﨑孝明江東区長が意見交換します。どんな話が飛び出すのでしょうか？

2/23(日・祝)～29(土)
- ●**こうとう学びフォーラム**　1/20に江東区文化センターで開催された、区立小・中学校、義務教育学校の取り組みを発表するフォーラムの模様をお伝えします
- ●**中学生「東京駅伝」大会**　2/2に調布市のアミノバイタルフィールドで、都内の区市町村対抗で行われる駅伝大会の模様をお伝えします

ラジオこうとう　88.5MHz(レインボータウンFM)、インターネット(サイマル・リスラジ)でお聴きになれます

日曜	10:00～10:20	イベントやまちの情報
月曜	19:00～19:05	防災・安全一口メモ
水曜・木曜	19:00～19:10	タイムリーな区政情報

善意のご寄付に心から感謝申し上げます

社会福祉協議会では皆さまからのあたたかなご寄付を地域福祉向上のため有効に使わせていただきます。

令和元年12月分(敬称略・受付順)

▼NECソリューションイノベータ(株)7万4000円▼(株)羽田野建設代表取締役羽田野勤1万円▼田中商店・田中季彦1万円▼有賀洋祐5000円▼吉川宏1万円▼亀山晋一8000円▼手話サークル江東1万円▼鈴木淳一10万円▼石渡基治1万5000円▼(株)ワイズマート代表取締役吉野秀行20万円▼江東区伝統工芸保存会3万円▼加藤玉枝100万円▼佐藤輝子5万円▼野沢京子5000円▼長橋いね子3万6000円▼亀二団地福寿会1954円▼Wコンフォートタワーズ社会奉仕クラブ1万円▼有明興業(株)代表取締役松岡和人16万1000円▼福島勝雄1万円▼宝見正治1000円▼小澤貞夫5000円▼小澤照子2000円▼江東SLA(井戸端カフェ「しゃべり場」)1894円▼仁生堂薬局10万円▼菱幸運輸(株)新木場営業所5万円▼伊藤邦子1353円▼小林由樹25万円▼亀戸中央通り歯科1万3000円▼中村中学校・高等学校校友会4万5000円▼匿名　22件66万4619円

計　287万9820円

問 江東区社会福祉協議会
〒135-0016東陽6-2-17
(高齢者総合福祉センター内)
☎(3647)1895
FAX(3647)5833

e-Taxをご利用の方へ マイナンバーカードの電子証明書有効期限にご注意を

マイナンバーカードに付帯する電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。有効期限が切れてしまうと、マイナンバーカードをe-Taxを使用した確定申告などに使用できなくなります※有効期限は、発行時にお渡しした電子証明書の写し、または「公的個人認証サービスポータルサイト」(ICカードリーダライタ等が必要)で確認できます**[通知の送付]**更新対象の方に、地方公共団体情報システム機構から通知が送付されます。更新のお手続きは、有効期限の3か月前からできます**[更新手続きは予約制]**江東区マイナンバーカードコールセンターにご連絡いただき、日時と手続き場所(区役所2階、総合区民センター2階、豊洲シビックセンター11階)をご指定ください 問 江東区マイナンバーカードコールセンター☎0570-04-5010、FAX5690-5659